第四十九号議案

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

出 者 東京都知事 小 池 百

合

子

提

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例

東 京都 屋 外広告物 条例 (昭和 <u>-</u> + 四年東京都 : 条 例 第百 号) 0) 部 を次のように改正する。

第十二条第三項中「又は」を「及び」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(プロジェクションマッピング活用地区)

法

平

成 十

年

法律第七号)

第二条第二

項の特定非営利活動法

人その

他

規

則

で定

んめる団:

体

以

下

「まちづくり

寸

体

等

と

第十二条の二 まちづくり 0 推進を図る活動等を行うことを目的とする一 般社 団法人又は 般 財 団法人、 特 定 非 営 利 活 動 促 進

う。 る広告物 は、 を 地域 う。 0) 以 特性に応じたプロジェクションマッピン 下 同 じ。 0) 活用を図るため、 規則で定めるところにより、 グ (建築物その他 0) 工 作物等に光で投影する方法により 定の X 域 をプロジェ クシ 彐 マッピング 表示さ れ

活 用地 X 以 下 活 用 地 \overline{X} とい う。 に指 定するよう 知事に 申請することができる。

2 前 項 0) 規定による申 請 は、 次に掲げる事 頭を定めたプ П ジェ クショ ンマッピング活用計 画 。 以 下 「活用 計 画 という。

の案を添えて行わなければならない。

一 活用地区の名称、位置及び区域

二 プロジェクションマッピングの活用に係る方

プ 口 ジ エ ク シ 彐 マ ッピング 0 表 示 0) 場 所、 位 置 形 状、 規 模、 色 彩 その 他 表 示 0 方 法 に関 す る基 準 以 下

表

示

準」という。)

第四 十 九号議案 東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例

表示基準が適用される建築物その他の工作物等

四

五 その他規則で定める事項

3 まちづくり 寸 体等は、 活用 計 画 の案を作 成しようとするときは、 説明会を開 催する等活 用 地 区 位の住 民の意見を反 映させる

よう努めなければならない。

4 知事は、 第一 項の規定による申請があつた場合におい て、 当 一該申請に係る活用計 画 0) 案の内容が知事 が 别 K 定 め る 基 生準を

満たすもの と認 めるときは、 当該活用 計 画の 案に 掲げ る区域を活用地区として指定することが できる。

5 知事は、 前 項 の規定により活用地区を指定するときは、 あらかじめ当該活用地区に係る区域 の存する特別区及び市 町 村

0)

長の意見を聴かなければならない。

6 まちづくり 寸 体等は、 第四項の規定により指定された活用 地 区に係る活用 計 画 0) 内容を変 更 軽 微 な変更を除く。 しよ

うとするときは、 規則で定めるところにより、 その旨を知事に申請 しなければ ならない

7 第三項から第五項までの規定は、 前 項の 規定による申 請に ついて準用する。

8 まちづくり 寸 体等 は、 第四項 の規定により 指定された活用地区を廃止しようとするときは、 規則で定めるところにより、

その旨を知事に届け出なければならない。

9 前各項に定め るも 0) 0) ほ か、 活用地区の指定に関し必要な事項は、 知 事が 別に定める。

第十三条ただし 書中 第六号まで」の下に「及び第八号」を加え、 同 条に次 の一号を加える。

公益を目的とした行事、 催物等のために表示するプロジェクションマッピングで、 公益性を有するもの

第十八条中「第十二条第二項」の下に「、第十二条の二第四項」を加える。

第二十一条第一 項中第十二号を第十三号とし、 第十一号の次に次の一号を加える。

- 二 プロジェクションマッピング

第二十一条に次の一項を加える。

4 第十二条の二第四項 0) 規定により指定された活用地 区に表示するプロ ジェクションマッピング 同 条第二 項 第四号に 規定

する建築物その他の 工作 物等に表示されるものに限る。 は、 前三項の規定にかかわらず、 当該活用地区の表示基準 適合

するものでなければならない

第二十二条中 <u>の</u> ∟ 0) 下に 「又は第十二条の二若しくは第十三条第八号に規定するプロ ジェクションマッピングのうち規

則で定めるもの」 を加える。

第五十七条第二項第 一号中「又は第十二条第二項」を「、 第十二条第二項又は第十二条の二第四項」 に改め

第六十四 条第一 項 中 - 第三十条第一項」を「第十二条の二第四項の規定による活用地区の指定に関する事項又は第三十条第

項」に改める。

別表中

広

告

板

同 右

三千二百二十円

を

プ 広 口 ジェ 告 クションマッピング 板 同右 同 右 あつては、六十 三千二百二十 四 を超えるものに 千平方メー 三千二百二十 (ただし、 万四千円 面積 } ル 円 円

に改める。

附 則

1 この条例 は、 令和二年 七月一日から施行する。

2 この条例 の施 行の際、 現にこの条例による改正前の東京都屋外広告物条例 (以 下 「改正前の条例」という。 の規定によ

合しないものの規格については、 り許可を受けて表示されている広告物で、 その許可期間に限り、 その規格がこの条例による改正後の東京都屋外広告物条例第二十一条の規定に適 なお従前の例による。

3 この条例の施 行の際、 現に改正前の条例の規定によりなされている広告物の許可の申請に係る手数料については、 なお従

(提案理由)

前の例による。

地 域の特性に応じたプロジェクションマッピングの活用を図るため、 プ ロ ジェクションマッピング活用地区に係る規定を設

けるほか、所要の改正を行う必要がある。